

大 函 第 1185 号
平成29年11月30日

大分県立図書館協議会委員長 殿

大分県立図書館長



社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について（諮問）

平成29年3月をもって社会教育総合センターが廃止され、その機能が本年4月から大分県立図書館に移管されました。

このことを踏まえて、社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について、図書館法第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり貴協議会の意見を求めます。

(別紙)

◆諮問事項

社会教育の推進に向けた大分県立図書館の取組の方向性について
～社会教育総合センターからの機能移管を踏まえて～

〔趣旨〕

大分県立図書館は、県民の皆さんの生涯にわたる多様で自発的、継続的な学習要求にこたえるキー・ステーションとして、「だれでも、いつでも、どこからでも」利用していただける豊の国情報ライブラリーとしての機能を果たすとともに、県内の公共図書館等との緊密な連携のもと、県民の皆さんの教養・文化の向上に寄与するため、活力ある全県的な図書館活動を推進してきました。また、「専門性」と「広域性」をコンセプトに、行政や民間団体との連携のもと、県民の皆さんの仕事や暮らし、地域社会の課題解決に役立つ「県立ならでは」、「県立らしい」サービスの提供に努めてきました。当館の職員の資質向上を図りながら、市町村立図書館の支援、とくにその職員研修や、専門図書の購入による市町村立図書館とは異なった蔵書の整備を行い、県民の皆さんの研究活動に貢献していくといったことも県立図書館としての大きな役割の一つであると考えています。

こうした中、本年3月をもって社会教育総合センターが廃止され、それまで当該センターが行ってこられた「社会教育関係者研修」、「地域人材の育成」、「学習相談」の機能が、本年4月から当館に移管されました。これに伴い、当館の組織改正も行われ、学校・地域支援課が「図書館・学校支援担当」と「地域学習支援担当」の2つの担当制となり、主に「地域学習支援担当」がこれらの業務を推進しているところです。

図書館が社会教育総合センターの機能を備えることは、全国的にみても例が少なく、社会教育総合センターがこれまで行ってきたこと以上にさらに充実させていかなければなりません。図書館としての従来機能に加えて、このような機能について今後どのように事業展開を図り社会教育の推進に向けて取り組んでいくべきか、さまざまな視点からご提言いただきたく、今回諮問を行うものであります。